

<借入申込を希望される方へ>

# 要保護世帯向け不動産担保型生活資金について

本貸付資金は、現在生活保護を受けている方を対象に、その方の所有している不動産を担保として、毎月の生活費をお貸しする制度です。

※貸付を受けるために必要となるその他の条件は裏面をご確認ください。



- 借受人および配偶者(配偶者がいる場合)が亡くなるまで、現在の家に住み続けることができます(借受人の配偶者が住み続ける場合には手続きが必要となりますので別途ご確認ください)。
- 本貸付の停止後、生活状況に大きな変化がなければ、再度生活保護を受給することができます。

## ●留意事項

- 現在は、生活保護により医療費の給付を受けたり、各種税金の減免を受けることができますが、本制度の利用に伴い、生活保護による給付や、生活保護利用に伴う減免措置は受けられなくなります。  
例)医療費や国民健康保険料、固定資産税などは、お貸しする生活費の中からお支払いいただくこととなります。
- 借受人および配偶者(配偶者がいる場合)が死亡される前に、契約を解除する場合、借りられた元利金全額を、解約時に一括で償還する必要があります。
- 原則として契約中は現在の住居に住み続ける必要があります。転居する可能性がある場合などは対象とならないことがあります。

## ■貸付対象



次のいずれにも該当する世帯

年 齢	● 借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上であること
収 入	● 本貸付金を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる 要保護世帯であると福祉事務所が認めた世帯であること
居住用不動産 (土地・建物)	● 借入申込者が単独で所有している（又は配偶者との共有）世帯であること ● 不動産評価額が500万円を超えること ● 賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと ※ 配偶者との共有不動産の場合、配偶者は連帯借受人となる ※ 借地自家の場合は、貸付対象外 ※ 不動産評価は県社協の選任する不動産鑑定士が行う

## ■貸付内容

貸付限度額：土地及び建物の評価額の概ね7割（集合住宅の場合は概ね5割）

※ 原則3年毎に再評価を行い、必要がある場合は限度額を変更する

貸付期間：貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間

貸付月額：福祉事務所が定めた貸付基本額以内（原則1ヵ月ごとに交付）

貸付利率：年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方

※ 毎年度県社協会長が定める

利子の計算：各単位期間（初回の貸付金交付月から起算して36月ごと）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付停止日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間、日数により計算する

償還期限：貸付契約の据置終了後3か月以内